

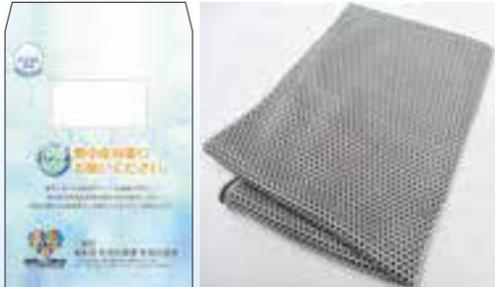
高齢者の熱中症対策に 接触冷感タオルを配付 区内の75歳以上(9/15時点)全員へ

新型コロナウイルス感染症の影響による、「敬老の集い」等の区主催行事の中止や外出自粛に伴い、高齢者の体力低下や社会参加の機会の減少が懸念されます。区では、体力維持のための活動時やマスク着用時の熱中症対策になるよう接触冷感タオルを対象者に配付します。

【使用方法】同封の使用法説明書をご参照ください。

【対象者】令和2年6/30時点で江東区に住居登録をしていて、令和2年9/15時点で満75歳以上の方

【配付方法】郵送で8月上旬にお届けします 長寿応援課長寿応援係 ☎3647-4541、FAX3647-9247



▲ご自宅へ届く封筒、タオルはこちら

「支給対象者・必要書類」
下図(フローチャート)のとおり
「給付額」1世帯につき50,000円、第2子以降1人につき30,000円※1回限り
「家計急変者認定基準」新型コロナウイルス感染症の影響を受け

児童扶養手当 支給制限限度額(収入基準額)表

扶養親族等の数	本人基準額	配偶者・扶養義務者基準額
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人	5,075,000円	5,625,000円
5人	5,550,000円	6,100,000円

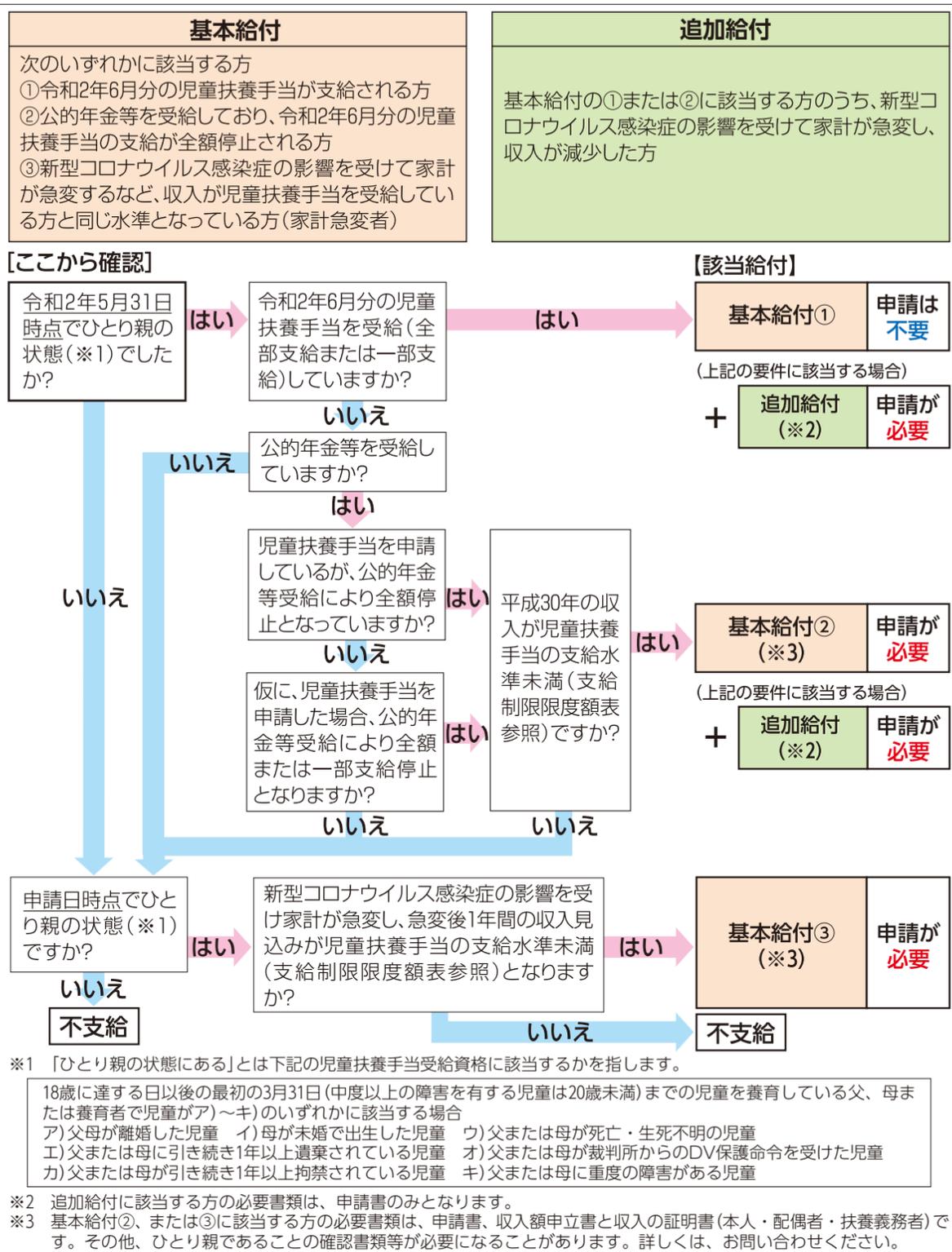
臨時特別給付金(基本給付)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯の生活を支援する取り組みとして、児童扶養手当を受給している方等に対し、臨時特別の給付金等を支給します。

児童扶養手当の支給水準未満(左表のとおり)であること、かつ令和2年2月以降の任意の1か月の収入を12か月換算した額が児童扶養手当の支給水準未満(左表のとおり)であること

ひとり親世帯へ 臨時特別給付金等を支給 児童扶養手当の受給者等が対象

ひとり親世帯臨時特別給付金 支給要件確認フローチャート



※1 「ひとり親の状態にある」とは下記の児童扶養手当受給資格に該当するかを指します。
18歳に達する日以後の最初の3月31日(中度以上の障害を有する児童は20歳未満)までの児童を養育している父、母または養育者で児童がア)~キ)のいずれかに該当する場合
ア)父母が離婚した児童 イ)母が未婚で出生した児童 ウ)父または母が死亡・生死不明の児童
エ)父または母が引き続き1年以上遺棄されている児童 オ)父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
カ)父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 キ)父または母に重度の障害がある児童

※2 追加給付に該当する方の必要書類は、申請書のみとなります。
※3 基本給付②、または③に該当する方の必要書類は、申請書、収入額申立書と収入の証明書(本人・配偶者・扶養義務者)です。その他、ひとり親であることの確認書類等が必要になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

臨時特別給付金(追加給付)
「支給対象者・必要書類」
左図(フローチャート)のとおり
「給付額」1世帯につき50,000円※1回限り
「支給時期」
基本給付の①に該当する方は8月中旬頃までに支給
基本給付の②または③、および追加給付に該当する方は申請書記載の受取口座に振り込み
「ひとり親家庭支援事業(食料品等の提供)」
10月31日(土)まで
「申請受付期間」
10月31日(土)まで
「支給時期」
申込から2週間程度で配付

「申請方法」
申請書を区ホームページ、窓口、または郵送により入手していただき、その他必要書類とともに

「申請受付期間」
8月3日(月)~令和3年2月25日(木)
「支給時期」
基本給付の①に該当する方は令和2年6月分の児童扶養手当を受給している口座に振り込み
基本給付の②または③、および追加給付に該当する方は申請書記載の受取口座に振り込み

「申請方法」
申請書を区ホームページ、窓口、または郵送により入手していただき、その他必要書類とともに

「支給対象者・必要書類」
左図(フローチャート)のとおり
「給付額」1世帯につき50,000円※1回限り
「支給時期」
基本給付の①に該当する方は令和2年6月分の児童扶養手当を受給している口座に振り込み
基本給付の②または③、および追加給付に該当する方は申請書記載の受取口座に振り込み

「申請方法」
申請書を区ホームページ、窓口、または郵送により入手していただき、その他必要書類とともに

「支給対象者・必要書類」
左図(フローチャート)のとおり
「給付額」1世帯につき50,000円※1回限り
「支給時期」
基本給付の①に該当する方は令和2年6月分の児童扶養手当を受給している口座に振り込み
基本給付の②または③、および追加給付に該当する方は申請書記載の受取口座に振り込み

「申請方法」
申請書を区ホームページ、窓口、または郵送により入手していただき、その他必要書類とともに

「支給対象者・必要書類」
左図(フローチャート)のとおり
「給付額」1世帯につき50,000円※1回限り
「支給時期」
基本給付の①に該当する方は令和2年6月分の児童扶養手当を受給している口座に振り込み
基本給付の②または③、および追加給付に該当する方は申請書記載の受取口座に振り込み

「申請方法」
申請書を区ホームページ、窓口、または郵送により入手していただき、その他必要書類とともに

凡例
時日時 場所 集合 対象 定員 費用 内容 講師 保一時保育 締切日 申込 問合先 HP ホームページ Eメール

世帯と人口		(令和2年7月1日現在)		前月比(±)	
世帯	275,270世帯	+	435世帯		
人口	527,619人	+	521人		
住民基本台帳人口	259,928人	+	231人		
外国人住民数	267,691人	+	290人		
外国人住民数	14,851人	-	59人		
外国人住民数	16,351人	-	39人		
面積	40.16km ²				

30日、防災週間(9月5日まで) 伝達試験

1~31日 道路ふれあい月間

5日 Jアラート全国一斉情報

8月 カレンダー

☎(5320)4125
☎(3647)9196
FAX(5388)1406

「ひとり親家庭支援事業(食料品等の提供)に関する」と「東京都福祉保健局育成支援課ひとり親福祉担当」

給付金を装った詐欺に注意を

ご自宅に江東区から問い合わせを行うことがあります。ATM(現金自動預払機)の操作や手数料などの振り込みをお願いすることは絶対にありません。給付金の支給等を装った「振り込め詐欺等」にご注意ください。

「臨時特別給付金に関する」と「ひとり親世帯臨時特別給付金に関する」ことも家庭支援課係